

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出について

平成21年2月26日
公正取引委員会

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出について、2月27日の閣議に付議する。

1 法案提出の経緯等

独占禁止法については、平成17年の一部改正法の附則第13条において、「政府は、この法律の施行後2年以内に、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされた。

この規定を踏まえ、独占禁止法等の一部を改正する法律案を第169回国会に提出したが、同法案は、継続審査となった後、第170回国会において廃案となった。

しかしながら、現下の経済情勢にも鑑み、一刻も早くその実現を図るべく、同法案に所要の修正を加えた上で、今回の独占禁止法改正法案を取りまとめたところである。

2 法案の概要（別紙参照）

- ・ 排除型私的独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入
- ・ 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ
- ・ 企業結合に係る届出制度の見直し
- ・ その他所要の改正

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日（ただし、一部の項目については別の施行期日。）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務局経済取引局総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

独占禁止法改正法案(骨子)

(別紙)

■課徴金制度等の見直し

(1) 課徴金の適用範囲の拡大

- (ア) 排除型私的独占
- (イ) 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束(それぞれ同一の違反行為を繰り返した場合)
- (ウ) 優越的地位の濫用

(2) 主導的事業者に対する課徴金を割増し(5割増し)

(3) 課徴金減免制度の拡充(最大5社, グループ申請可)

(4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に

(5) 命令に係る除斥期間の延長(3年⇒5年)

課徴金算定率 ()内は中小企業の場合

(現行法)	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%(4%)	3%(1.2%)	2%(1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+

改正法案で追加

(改正法案)	排除型私的独占	6%	2%	1%
	不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
	優越的地位の濫用	1%		

■不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

(3年以下⇒5年以下)

■企業結合規制の見直し

(1) 株式取得の事前届出制の導入等

- ・他の企業結合と同様に事前届出制とする
- ・届出閾値を現行の3段階から2段階に簡素化

(2) 届出基準の見直し等

- ・株式取得, 合併等の届出基準を見直し
- ・外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
- ・いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業結合集団内の企業再編について, 届出を免除

■その他所要の改正

- (1) 海外当局との情報交換に関する規定の導入
- (2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
- (3) 差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
- (4) 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
- (5) 職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
- (6) 事業者団体届出制度の廃止

独占禁止法改正法案の概要

1. 課徴金制度等の見直し
2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ
3. 企業結合規制の見直し
4. その他所要の改正

1. 課徴金制度等の見直し

【課徴金の対象となる行為類型の拡大】

- 排除型私的独占
- 不当廉売, 差別対価,
共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
(同一の違反行為を繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

課徴金算定率 ()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%(4%)	3%(1.2%)	2%(1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+ 改正法案で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

(現行法)



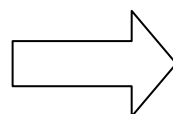
(改正法案)

- 主導的事業者に対する課徴金を割増し
 - ・カルテル・入札談合等を主導した事業者に対し, 課徴金を5割増しする
- 課徴金減免制度の拡充
 - ・共同申請: 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める
 - ・減免申請者数の拡大: 調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし, 調査開始後は最大3社まで)に拡大する
(現行3社)
- 事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令を可能にする
- 排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長する

2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

- ①カルテル・入札談合等は後を絶たず，法人のみならず，実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であること，
- ②他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても，低い水準に留まること，から，不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引き上げる。

【現行】
3年以下の懲役又は500万円
 以下の罰金



【改正案】
5年以下の懲役又は500万円
 以下の罰金

他の経済関係法令及び諸外国競争法における自然人に対する懲役刑等の上限

法令等	金融商品取引法		特許法		不正競争防止法		米国・反トラスト法 (カルテル等)	カナダ・競争法 (カルテル等)
	インサイダー取引等	風説の流布等	特許権等 みなし侵害	特許権等 侵害	不正競争 行為等	営業秘密 の詐取等		
懲役等	5年	10年	5年	10年	5年	10年	10年	5年

3. 企業結合規制の見直し

① 株式取得の事前届出制の導入等

- 会社の株式取得について、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制を導入
- 届出閾値を現行の3段階(単体ベースで10%超, 25%超及び50%超)から2段階(企業グループベースで20%超及び50%超)に簡素化

② 届出基準の見直し等

- 株式取得等の届出基準を、以下の表のように見直し
- 外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
- いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業グループ内の企業再編について、届出を免除
- 株式取得の事前届出制の導入に伴う共同株式移転に係る届出規定の整備等

	現行法	改正法案
株式取得会社 (買収会社)	会社並びにその直接の国内の親会社及び子会社の総資産の合計額100億円超等	企業グループの国内売上高の合計額200億円超
株式発行会社 (被買収会社)	単体総資産10億円超(国内会社の場合)	会社及びその子会社の国内売上高の合計額50億円超

※ 合併, 分割, 事業等譲受けについても, 同様の見直しを行う。

4. その他所要の改正

○海外当局との情報交換に関する規定の導入

○利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し

- ・違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合には、開示を制限できる旨を明確化

○差止訴訟における文書提出命令の特則の導入

- ・私人による不公正な取引方法に係る差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができる

○損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し

- ・損害額に関する義務的な求意見制度を改め、裁判所が必要に応じて公正取引委員会の意見を求めることができる制度とする

○職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ

- ・10万円以下の罰金→100万円以下の罰金

○事業者団体届出制度の廃止